

薬剤師 の おためし訪問 を利用してみませんか??

事業実施期間：平成29年10月～12月



薬の管理が
できない

でも薬局に
行けない

薬が
余っている

飲み忘れて
しまう

飲んで
くれない

お薬の管理などにお困りの患者さまがいらっしゃいましたら、
お薬の袋に記載の薬剤師・薬局にお声かけください。

※本事業の詳細につきましては、裏面のフローチャートをご覧ください。

※本事業の実施期間は、平成29年10月～12月です。

※本事業による訪問は、医療保険・介護保険の枠外で実施しますので、訪問に関する患者さまの自己負担はありません。



平成 29 年度「患者のための薬局ビジョン推進事業」(厚生労働省・長野県委託事業) 「薬剤師のおためし訪問」事業フローチャート

- すでに薬剤師が訪問を実施している患者さまは、本事業の対象外となりますのでご了承ください。
- 対象患者さまの声かけ・紹介方法は下記(A)(B)で実施させていただきます。

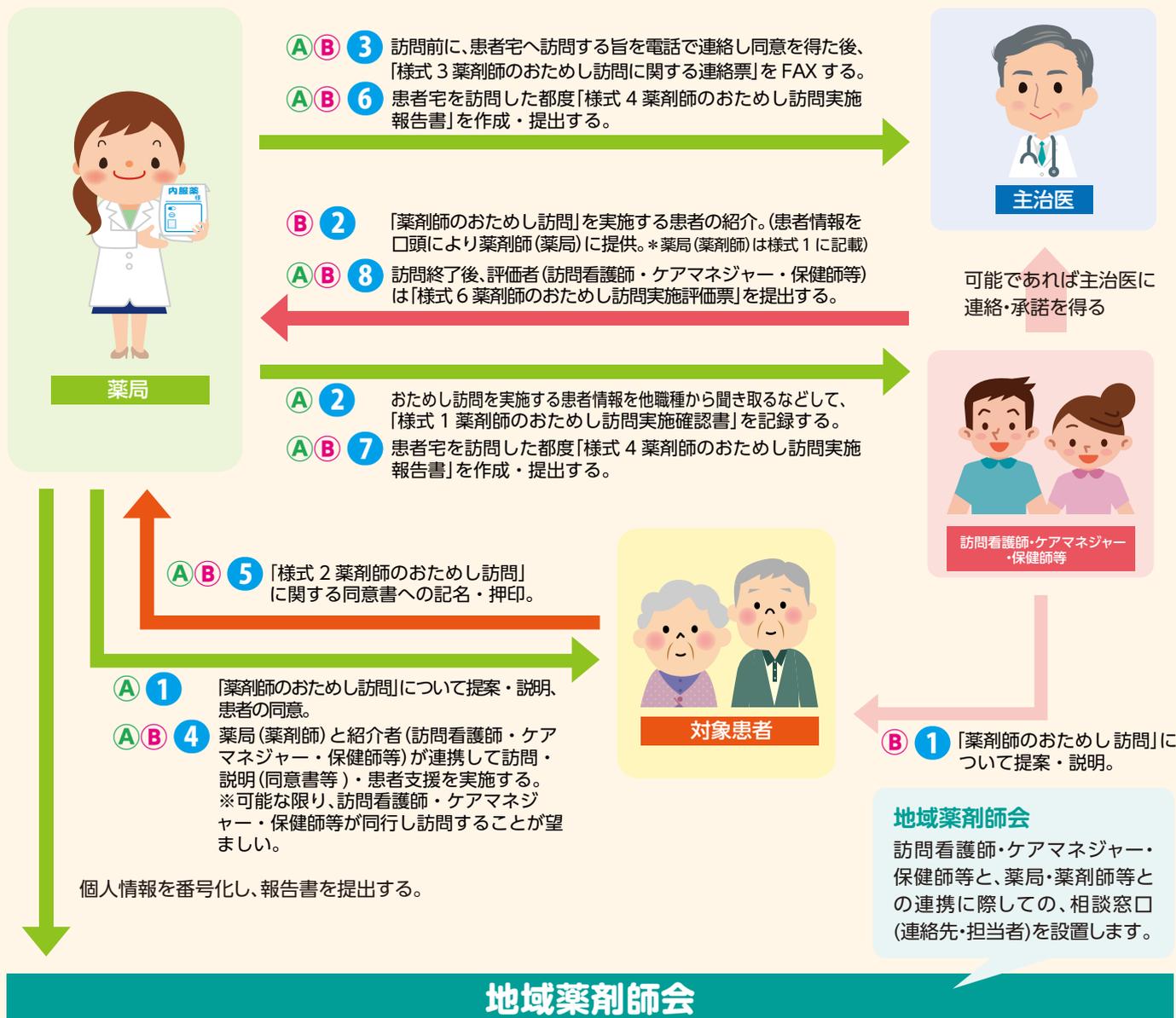
A 薬剤師(薬局)より訪問が必要な患者さまへ声かけを行います。

- ・ 薬学的管理に問題がある方への声かけ
- ・ 認知症治療薬・糖尿病治療薬を服用している患者さま(家族を含む)へ重点的に声かけ

B 訪問看護師・ケアマネジャー・保健師等在宅医療関係者より薬剤師の在宅訪問が必要な患者さまの紹介をお願いします。

- ・ 薬学的管理に問題がある方の紹介
- ・ 市町村が実施する糖尿病性腎症重症化予防計画等による保健師の訪問において薬学的管理などに問題がある方の紹介

- 本事業(薬剤師によるおためし訪問の実施)の実施期間は、平成 29 年 10 月～ 12 月です。
*可能な限り「おためし訪問」を 10～11 月中に実施し、12 月を訪問看護師・ケアマネジャー・保健師等による評価期間とすることとしています。
- 本事業で使用する様式等は、薬剤師(薬局)より入手していただくか、長野県薬剤師会ホームページにも掲載いたします。
- 薬剤師・薬局等との連携に際してのご相談は、各地域薬剤師会相談窓口をお願いいたします。
(各地域薬剤師会相談窓口は、長野県薬剤師会ホームページに掲載いたします。)



地域薬剤師会

個人情報を番号化し、報告書を提出する。

長野県薬剤師会